

3. 税の軽減

(1) 自動車税・自動車取得税・軽自動車税

【減免を受けるためには】

申請期間内に各窓口で手続きが必要です

区 分	申 請 窓 口
自動車税	大隅地域振興局県税課 TEL 0994-52-2093 〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6
自動車取得税	
軽自動車税	大崎町役場税務課 TEL 099-476-1111 (内線115)

【減免の対象となる自動車】

- 身体障がい者等の方が所有する自動車で、専ら当該身体障がい者等の方が運転する自動車
- 身体障がい者等の方が所有する自動車で、身体障がい者等の方の通院・通学・通所又は生業のために、当該身体障がい者等の方と生計を一にする方が運転する自動車(ただし、身体障がい者で18歳未満の方、精神障がい者の方又は知的障がい者の方と生計を一にする方が所有する自動車を含みます。)
- 身体障がい者等の方が所有する自動車で、専ら当該身体障がい者等の方(身体障がい者等の方のみで構成される世帯に属する方に限る。)の通学・通院・通所又は生業のために、当該身体障がい者等の方を常時介護する方が運転する自動車

※ 減免の対象となる自動車は、身体障がい者等の方1人につき1台です。

※ 自動車検査証には、所有者欄と使用者欄がありますが、「所有者」及び「使用者」が身体障がい者等の方本人の名義(身体障がい者で18歳未満の方、精神障がい者の方又は知的障がい者の方は、生計を一にする方)であることが必要です。

なお、所有権留保の場合(自動車会社等が所有者の名義)は、使用者が身体障がい者等の方本人の名義(身体障がい者で18歳未満の方、精神障がい者の方又は知的障がい者の方は、生計を一にする方)であることが必要です。

1. 身体障がい者手帳を受けている方

障がいの区分		障がいの程度		
		本人運転	生計同一者運転	常時介護者運転
視覚障がい		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1		
聴覚障がい		2 級及び 3 級		
平衡機能障がい		3 級		
音声機能障がい		3 級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）		
上肢不自由		1 級， 2 級の 1 及び 2 級の 2		
下肢不自由		1 級から 6 級までの各級	1 級， 2 級及び 3 級の 1	
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級及び 5 級	1 級から 3 級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1 級及び 2 級（一上肢にのみ運動機能障がいがある場合を除く。）		
	移動機能	1 級から 6 級までの各級	1 級から 3 級（一下肢にのみ運動機能障がいがある場合を除く。）	
心臓機能障がい		1 級及び 3 級		
じん臓機能障がい				
呼吸器機能障がい				
ぼうこう又は直腸の機能障がい				
小腸機能障がい				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1 級から 3 級までの各級		
肝臓機能障がい		1 級から 3 級までの各級		

- ・個々の障がい者が上記の表に示す等級に該当すれば、減免の対象となります。
 - ・身体障がい者手帳の交付を受けている方で、個々の障がい者が上記の表に示す等級に該当しなくても、複数障がい者を有する場合、次のいずれかに該当すれば減免の対象となります。
1. 同一の障がいの区分に属する障がいのみを合算し、合算した等級が上記の表に示す等級（ただし、視覚障がいは3級以上、上肢は1級、下肢の生計同一者運転又は常時介護者運転は2級以上）になる場合
 2. 下肢障がい6級以上を含み、かつ、異なる部位を含む全ての障がい等級の合算判定の結果、合算後の等級が2級以上となる場合（生計同一者及び常時介護者による運転のみ）

2. 療育手帳の交付を受けている方

障がいの区分	障がいの程度		
	本人運転	生計同一者運転	常時介護者運転
	重度の障がい者を有する方（療育手帳にA1、A2と記載されている方）		

3. 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方

障がいの区分	障がいの程度		
	本人運転	生計同一者運転	常時介護者運転
	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち1級の障がいを有する方		

必要書類等

提出（提示）書類	運転する方	本人運転	生計同一者運転	常時介護者運転
1. 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳		○	○	○
2. 自動車検査証		○	○	○
3. 運転免許証		○	○	○
4. 印鑑		○	○	○
5. 生計同一証明書			○	
6. 常時介護証明書				○

※ 生計同一証明書及び常時介護証明書について

- ・生計同一証明書及び常時介護証明書は、税務課で交付を受けられます。

【減免額】

平成20年度から、自動車税及び自動車取得税については、減免額に上限が設けられ、これを超えるものについては、上限額との差額を負担していただきます。

【自動車税種別割】

- ・減免額の上限は**年税額45,000円**です。ただし、グリーン化税制による重課対象車の場合は、**年税額49,500円（バス・トラック）又は51,700円（その他の自動車）**です。
- ・なお、月割で課される自動車税を減免する場合や、年税額を月割で減免する場合は、この上限額も月割となります。**上限額を超える差額は自己負担となります。**

【自動車税環境性能割】

- ・減免額の上限は**75,000円**です。
- ・軽自動車税環境性能割（市町村税）についても、県が代わって減免申請を受け付けます。減免額の上限は50,000円です。
- ・上限額は、課税標準（自動車の取得価格）250万円に3%（軽自動車は2%）の税率をかけた額に相当します。
- ・また、身体障がい者等が運転するため又は身体障がい者等が利用するための特別の仕様による製造又は装置の変更に要した金額については、課税標準250万円にこれを加算して税率を乗じた額が減免の上限額となります。**上限額を超える差額は自己負担となります。**

(2) 税金の控除

種 類	内 容		金 額
所 得 税 住 民 税	障がい者控除	本人又は配偶者、扶養親族（配偶者控除や扶養控除を受ける人に限る）が障がい者である場合 ・身体障がい者手帳 3～6 級 ・療育手帳 「B・B1・B2」 ・精神障がい者保健福祉手帳 2, 3 級	所得控除 所得税 27 万円 住民税 26 万円
	特別障がい者控除	本人又は配偶者、扶養親族（配偶者控除や扶養控除を受ける人に限る）が障がい者である場合 ・身体障がい者手帳 1, 2 級 ・療育手帳 「A・A1・A2」 ・精神障がい者保健福祉手帳 1 級	所得控除 所得税 40 万円 住民税 30 万円
	同居特別障がい者に係る控除	配偶者、扶養親族（配偶者控除や扶養控除を受ける人に限る）で、本人や生計を一にする親族のどなたかとの同居を常とする特別障がい者である場合	扶養・配偶者控除に 所得税 75 万円加算 住民税 53 万円加算

